

無料または低額で
行われている診療を
ご存知ですか？



医療費の支払いでお困りの方は、ご相談ください

無料・低額診療制度を実施しています

この事業は、社会福祉法 第2条 第3項 第9号に基づいて実施しております

社会医療法人 健和会

健和会病院

KENWAKAI HOSPITAL

お問い合わせ

当院受付もしくは、相談室まで

 0265-23-3115

制度対象となる方


保険証をお持ちでない方、入院したら収入がなくなる
医療費が支払えないから、と病院に行くことをためらっている方
ホームレスの方で健康を害している方

減 免 基 準

生活保護基準を準用し、一部負担の減免を行います

- ①全額免除：1ヶ月の収入がおおむね生活保護基準の120%以内
- ②一部免除：1ヶ月の収入がおおむね生活保護基準の140%以内

審 査 の 流 れ

- 
- 病院の受付もしくはお電話にて無料低額診療制度について聞きたいとお声かけください。
 - 相談員がお話を伺います。
 - 収入・支出状況を確認できる書類（給与明細、年金通知書など）と申請書をご提出いただきます。
 - 適用の審査を行い、結果をご連絡します。

当院では、制度利用の可否に関わらず、診察を行い必要な治療を開始します。制度が利用できるかご心配かと思いますが、まずは、治療を受けて健康回復のスタートをすることが大切です。安心して受診してください。